審查基準(公表用)

様式第3号

_						所管部(局)・課 教職員課		
	法	令	名	教育職員免許法	法令の番号	昭和24年法律第147号		
	許	認可等の	り種類	普通免許状の授与、普通免許状の検定授与	第5条第1項、第6条			
	賀県教育委員会規則第12号)に定める関係書							

- 2 普通免許状授与の審査は、次の事項について行う。(免許法第5条第1項)
 - (1) 必要な基礎資格を有すること。
 - (2) 必要とする単位を修得していること。

類を添付し、佐賀県教育委員会に申請しなければならない。

(3) 免許法第5条第1項各号に規定する欠格要件に該当しないこと。

3 検定による普通免許状授与の審査は、2の普通免許状授与の審査事項に加え、次の事項についても行う。(免許法第6条)

- (1) 教育職員としての適格性を有すること。
- (2) 教育職員としての勤務が可能であること。
- (3) 良好な成績で勤務した期間が、必要とする最低在職年数を満たしていること。

準

受付	##₩ 吕 ##	処理	数 聯昌調	交付	教職員課	標準処理期間		30日	目次	
機関	教職員課	機関	教職貝硃	機関		標準	標準経由期間		NO	